

# みうら市民まつり（2018）参加事業（フリーマーケット）募集要領

## 1 市民まつり開催の趣旨（開催日：平成30年11月18日（日））

このまつりは、三浦市民が一体感を持って市内でいきいきと暮らし、郷土を愛する気持ちを共有できるよう実施するものです。みうら市民まつりを通じて、市民の一体感をつくりだしましょう。大きな目標として以下の5つの項目を掲げています。

- 豊かな共生社会をめざす支え合いのまちづくりをすすめましょう
- 緑豊かで住みやすい環境づくりをすすめましょう
- 地域に誇れる文化を育て、郷土を愛する青少年を育成しましょう
- 市民の自発的な活動や市民交流による地域活性化をすすめましょう
- 身近で美味しく、安心安全な地産地消をすすめましょう

## 2 市民まつり市民参加事業について

アリーナ内で行う、家庭の不用品や手作り作品などを販売するフリーマーケット。

※販売禁止品目等は次のとおりです。

- 食品
- 生き物
- 法律や公共良俗に反したもの等（ドラッグ、ポルノ、盗品等の物品、偽ブランド・コピー商品など）
- 危険物
- その他、該当法に触れる物品または、触れる恐れのあるもの
- 販売するには許認可が必要なもの（医薬品、煙草、酒類）
- その他、事務局が不相当と認める物品または行為

## 3 申込みについて

みうら市民まつりに参加を希望する方は、「みうら市民まつり参加希望書」に必要事項を記入し、みうら市民まつり事務局（市民協働課）まで提出してください。

### ①出展料

- 1区画2m×2mで、2,000円になります。

### ②申込方法

- 郵送：〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市 市民協働課
- FAX：046-882-1160
- メール：[shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp](mailto:shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp)

### ③受付期間

- 平成30年9月3日（月）～平成30年10月5日（金）

### ④その他

- 参加の可否については、「市民まつり開催の趣旨」に沿ったものとなります。応募期間終了後、実行委員会で選定して決定します。ただし、応募者多数で選考から外れた場合、若しくは、みうら市民まつりとして適当でないと実行委員会が認めたものは参加できません。
- 参加される場所や区画割等は実行委員会で決定します。

## 4 注意事項

- 搬入口は午前8時半に開きます。来場者入口と搬入口が同じであるため、午前9時50分までに搬入を完了してください。それ以降の搬入は原則禁止とします。
- つり銭の準備は各自で用意してください。
- 商品についてのトラブル等について主催者は、一切その弁償責任を負えません。
- 各ブースで出したゴミや売れ残り商品等は、必ずお持ち帰りください。

## みうら市民まつり（2018）参加希望書（フリーマーケット）

みうら市民まつりの趣旨に賛同し以下のとおり参加希望書を提出します。

参加にあたっては、主催者の指示に従い、自己の責任において参加を希望します。

<b>&lt;参加者の名称&gt;</b> (公表する際の名称)	
<input checked="" type="checkbox"/> 市民フリーマーケット（1区画 2 m × 2 m）に参加を希望します。 (食品、生き物、法律に違反したもの等主催者が指定する出展禁止項目は遵守します。)	
<b>&lt;参加事業の内容を具体的に記入してください（例：販売商品）&gt;</b>          	
<b>&lt;参加にあたってのアピールをお願いします&gt;</b>          	
団 体 名	
代 表 者 名	
住 所	〒
電 話	
メ ー ル	
<b>【重要】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 区画が屋外の場合も<u>テント等の貸出しは一切ございません。</u></li><li>■ 搬入口は午前8時半に開きます。来場者入口と搬入口が同じであるため、<u>午前9時50分までに搬入を完了</u>してください。それ以降の搬入は原則禁止とします。</li><li>■ 出展にあたって<u>机、椅子等の貸出しはございません。</u></li><li>■ フリーマーケット出展は、<u>1区画2,000円</u>の出展料がかかります。</li><li>■ 商品についてのトラブル等について主催者は、一切その弁償責任を負えません。</li></ul>	